

# 北区立赤羽台西小学校保護者と教職員の会規約

## 第1章 名 称

第 1 条 この会は東京都北区立赤羽台西小学校保護者と教職員の会（北区立赤羽台西小学校 P T A）と称し事務局を 本校に置く。

## 第2章 目 的

第 2 条 この会は次の目的をもって活動する。

- (1) 学校・家庭・社会における児童の福祉を増進する。
- (2) 家庭と学校の連絡提携を密にする。
- (3) 学校の教育環境をよくするために協力する。
- (4) 会員相互の親睦と教養の向上をはかる。

## 第3章 方 针

第 3 条 この会は教育を本旨とする民主団体として活動する。

第 4 条 この会は政治団体や宗教的なことに片寄らず、また、営利を目的とする事業活動は行わない。

第 5 条 この会は学校の管理や人事に干渉しない。

## 第4章 会 員

第 6 条 この会の会員となることができる者は次のとおりである。ただし、卒業、転校、転勤によって本校から転出する場合は自動的に退会とする。また会員の意思によって退会の申し出があった場合はこれを妨げない。

- (1) 本校に在籍する児童の保護者のうち、入会申込書によって入会の意思表示をした者（以下保護者会員と呼ぶ）。
- (2) 本校の教職員のうち、入会申込書によって入会の意思表示をした者（以下教職員会員と呼ぶ）。

第 7 条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

第 8 条 会員は定められた会費を納めなければならない。

## 第5章 会 計

第 9 条 この会の経費は会費及びその他の収入によって支弁される。

第 10 条 この会の会費は1世帯ごとに年間3, 000円とする。教職員会員は年間2, 000円とする。なお、年度途中において退会する場合は、これを返金しない。

第 11 条 この会の経理は総会で議決された予算に基づいて行われる。

第 12 条 この会の決算は会計監査の監査を経て総会に報告し承認されなければならない。

第 13 条 この会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第6章 役 員

第 14 条 この会は次の役員及び会計監査を置く。

- 会長 1名（保護者会員）
- 副会長 3名以上（保護者会員2名、副校長1名）
- 書記 3名以上（保護者会員2名、教職員会員1名）
- 会計 3名以上（保護者会員2名、教職員会員1名）
- 会計監査 3名以上（保護者会員2名、教職員会員1名）

役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

会計監査の任期は2年とし、1回に限り再任を妨げない。

教職員会員で役員等の任期については、特に制限をもうけない。

役員及び会計監査に欠員を生じた時は、運営委員会の議決により補充することができ、その任期は前任者の残任期間とする。

第 15 条 この会の役員及び会計監査はこの会の他の役員を兼ねることはできない。

第 16 条 役員及び会計監査の任務は次のとおりである。

- (1) 会長はこの会を代表し、総会及び運営委員会を招集する。また、常任委員会及び実行委員会の委員長、副委員長並びに顧問及び相談役を委嘱する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある場合は、その任務を代理する。
- (3) 書記は総会及び運営委員会の議事を正確に記録し、会員に通知する。
- (4) 会計は本会の予算原案を作成し、金銭の収支を正確に記録し、会計監査の監査を経た決算を総会に報告する。
- (5) 会計監査はその年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第 17 条 この会は顧問及び相談役を置くことができる。

顧問は会長が校長に委嘱し、顧問は学校の管理運営の責任者として P T A の全ての会議で意見を述べることが出来る。

相談役は本校に在籍したこの会の会長、副会長の任を経た者とし、運営委員会の承諾を得て決定後、会長がこれを委嘱し、会長の諮問事項に意見、助言を行うことができる。

## **第7章 総会**

- 第18条 総会は全会員をもって構成され、会長が招集する。  
会員の利便性を考慮し、必要に応じて書面審議（電磁的記録を含む）とする。  
総会は全会員の3分の1以上（委任状を含む）の出席をもって成立し、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。  
書面審議の場合は全会員の3分の1以上の提出をもって成立し、決議は提出者の過半数の同意を必要とする。
- 第19条 総会は次の2種とする。  
(1) 定時総会  
1 新役員及び会計監査の選出。  
2 年間の活動計画及び予算の審議。  
3 前年度の活動報告及び決算報告。  
4 その他運営委員会で発議された事項の審議及び承認。  
(2) 臨時総会  
運営委員会が必要と認めた場合及び会員の5分の1以上の要求のあった場合、会長は臨時に総会を招集しなければならない。

## **第8章 運営委員会**

- 第20条 運営委員会はこの会の保護者会員の役員、発足中の委員会の委員長、副委員長及び学校長、副校长が委員となって構成する。その他、会長が審議上必要と認めた場合は、会計監査の出席を求めることができる。
- 第21条 運営委員会の任務は次のとおりとする。  
(1) 総会に提出する報告書及び予算案並びに事業計画案の作成。  
(2) 委員会で立案された事業計画の審議。  
(3) その他必要事項の処理。
- 第22条 運営委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立し、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

## **第9章 委員会**

- 第23条 この会の活動において必要とする委員会を置くことができる。具体的に発足する委員会については総会において報告することとする。またこれら委員会と別に役員推薦委員会を置くこととする。
- [新設]  
第24条 役員推薦委員会を次のとおり置く。  
各学年から2名程度（学級数に応じて）及び運営委員会から若干名並びに教職員から互選で選ばれた委員で構成され保護者会員から役員候補者を選考し、指名する。任期は1年で再任を妨げない。また、その任務が終了した時に解散する。
- 第25条 役員推薦委員会を除く発足した各委員会のうち対象となる委員会は、事業計画について運営委員会に諮らなければならない。
- 第26条 会長及び学校長は各委員会に対して、意見を述べることができる。

## **第10章 役員の選出**

- 第27条 (1) 役員推薦委員会は、役員及び会計監査候補者の指名を行うものとする。  
(2) 役員及び会計監査候補者の指名は被指名者の同意を得なければならない。  
(3) 会長は役員推薦委員会の報告に基づき、役員及び会計監査候補者を定時総会の5日前までに全会員に通知し  
役員及び会計監査は定時総会の承認をもって、決定されるものとする。  
(4) 役員推薦委員会は、役員及び会計監査候補者になることはできない。

## **第11章 個人情報保護**

- 第28条 この会は別紙個人情報保護方針に則り、会員の個人情報を保護する。

## **第12章 改正**

- 第29条 この規約は総会において出席者の3分の2の賛成により改正することができる。  
書面審議による総会においては提出者の3分の2の賛成により改正することができる。

## **第13章 付則**

- 第30条 この規約は昭和37年6月11日制定し 昭和40年4月30日 昭和42年6月30日 昭和45年1月29日 昭和47年2月28日 昭和49年3月11日 昭和55年2月28日 昭和58年5月6日 平成3年3月14日 平成5年2月22日 平成10年2月16日 平成10年5月20日 平成12年2月14日 平成14年2月18日 平成15年2月17日 平成19年3月2日 平成30年3月15日 令和2年3月13日 令和3年3月12日 令和5年3月10日 令和6年3月8日に改定

- 第31条 この会の運営に関し必要な細則及び内規は規約に反しない限り運営委員会で定めることができる。定められた細則は総会に報告し、承認されなければならない。

# 北区立赤羽台西小学校 P T A 表彰慶弔規定

## 第1章 総 則

- 第 1 条 教職員会員の転退職がある場合には、本規定に基づいて記念品を贈る。  
第 2 条 保護者会員及び児童並びに教職員会員とその家族には、本規定に基づいて慶弔金を贈る。

## 第2章 転退職記念品及び慶弔金

- 第 3 条 教職員会員の転退職記念品は3,000円からとする。
- 第 4 条 1 教職員会員の結婚に対しては、5,000円の祝金を贈る。  
2 教職員会員及び配偶者の出産に対しては、5,000円の祝金を贈る。  
3 教職員会員の入院が2週間以上にわたる場合は3,000円の見舞金を贈る。ただし、年度内に同一教職員会員が同じ傷病で複数回入院した場合は初回のみ見舞金を贈る。  
4 児童の入院が2週間以上にわたる場合は3,000円の見舞金を贈る。ただし、年度内に同一児童が同じ傷病で複数回入院した場合は初回のみ見舞金を贈る。  
5 保護者会員が死亡した場合は、10,000円の弔慰金を贈る。  
6 児童が死亡した場合は、10,000円の弔慰金を贈る。  
7 教職員会員とその家族が死亡した場合は、次の区分に従って弔慰金を贈る。  
(イ) 本 人 10,000円 (ほかに供花)  
(ロ) 配偶者 5,000円 (ほかに供花)  
8 保護者会員、教職員会員宅に災害が生じた場合は、その事情に応じて、運営委員会に諮り見舞金を贈る。  
9 給付行為がある場合は校長が被給付者に確認をした後、P T Aから給付する。

## 付 則

- 第 5 条 特別の事情がある場合は、会長が運営委員会に諮って決定する。  
第 6 条 この規定は 昭和58年5月6日 平成10年2月16日 平成20年3月7日 平成30年3月15日に一部改正実施する。